

◎新潟県告示第370号

騒音規制法による騒音規制地域指定（昭和47年4月新潟県告示第440号）の一部を次のとおり改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前								
<p><b>別表</b></p> <p>(1)～(35) 略</p> <p>(36) 南蒲原郡田上町に係る指定地域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td> <p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図36のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県環境局環境対策課及び田上町役場に備え置いて縦覧に供する。</p> </td> </tr> </table> <p>(37)～(44) 略</p> <p>(45) 西蒲原郡弥彦村に係る指定地域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td> <p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図45のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県環境局環境対策課及び弥彦村役場に備え置いて縦覧に供する。</p> </td> </tr> </table> <p>(46)～(63) 略</p>	(略)	<p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図36のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県環境局環境対策課及び田上町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	(略)	<p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図45のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県環境局環境対策課及び弥彦村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p><b>別表</b></p> <p>(1)～(35) 略</p> <p>(36) 南蒲原郡田上町に係る指定地域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td> <p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図36のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県県民生活・環境部環境対策課及び田上町役場に備え置いて縦覧に供する。</p> </td> </tr> </table> <p>(37)～(44) 略</p> <p>(45) 西蒲原郡弥彦村に係る指定地域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td> <p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図45のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県県民生活・環境部環境対策課及び弥彦村役場に備え置いて縦覧に供する。</p> </td> </tr> </table> <p>(46)～(63) 略</p>	(略)	<p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図36のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県県民生活・環境部環境対策課及び田上町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	(略)	<p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図45のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県県民生活・環境部環境対策課及び弥彦村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
(略)									
<p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図36のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県環境局環境対策課及び田上町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>									
(略)									
<p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図45のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県環境局環境対策課及び弥彦村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>									
(略)									
<p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図36のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県県民生活・環境部環境対策課及び田上町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>									
(略)									
<p>備考</p> <p>指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図45のとおりである。</p> <p>なお、関係図面は、添付省略し、新潟県県民生活・環境部環境対策課及び弥彦村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>									